

コンプライアンス講習会を開催しました。

11月8日（水）、日本教育会館において、平成29年度コンプライアンス講習会を開催しました。

林土連では、公共事業を受注する会員企業の企業倫理と法令遵守の意識を高めるために平成26年にコンプライアンス委員会を設置しましたが、この委員会の重要な事業として、コンプライアンス講習会を4年連続で開催したものです。

この講習会には、コンプライアンス委員のほか、各協会でコンプライアンス活動を推進する立場にある会員44名が出席し、冒頭に林土連コンプライアンス委員会の宮部委員長代理の開会挨拶をいただきました。その後、菊池専務理事から4年目を迎えたコンプライアンス活動を停滞させることなく推進するため、各協会の活動実態を伺い、基本的な事項を繰り返し学習する重要性や創意工夫をしながら、今後もコンプライアンス活動を着実に進めていくという方向性を確認しました。

講習会の講師は、初めて公正取引委員会からお招きしました。公正取引委員会は、「経済の憲法」とも呼ばれる独占禁止法を運用、執行している内閣府の行政委員会です。

講習会は、公正取引委員会事務総局相談指導室の川崎さおり係長から「事業者団体ガイドラインの概要」と題して、違反行為に対しては排除命令や課徴金、重大な違反には刑事罰が課せられることがある独占禁止法の指針について、事例を交えて具体的に解説をしていただきました。また、法に触れるかどうか判断に迷う場合は相談制度があることや、独占禁止法の理解を深めるために講師派遣を行っていることなども御教示いただきました。

林土連と各協会にとって、法令遵守などコンプライアンス活動は極めて重要であることから、事業者団体である各協会はこの講習会の伝達研修を役員や会員に行うなど、取組の強化をお願いします。また、業務御多忙の中にも係わらず、講師を務めていただいた公正取引委員会の川崎様に改めて御礼を申し上げます。



コンプライアンス講習会の模様



公正取引委員会川崎係長の御講演